

日本国法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁と
ウズベキスタン共和国雇用・労働関係省との間の
在留資格「特定技能」を有する外国人に係る制度の適正な運用のための
情報連携の基本的枠組みに関する協力覚書（仮訳）

日本国法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁（以下「日本の省庁」と総称する。）並びにウズベキスタン共和国雇用・労働関係省（以下「ウズベキスタンの省」という。）は、日本国政府が在留資格「特定技能」を付与して一定の専門性・技能を有する人材（以下「特定技能外国人」という。）を受け入れる制度（以下「本制度」という。）の運用において、特定技能外国人の送出し・受入れに係る両国間の協力を通じて相互の利益を強化することについての見解を共有する。この見解に基づき、日本の省庁とウズベキスタンの省（以下「両国の省庁」と総称する。）は、次のとおり協力することを決定した。

1. 目的

この協力覚書は、情報連携の基本的枠組みを定めることにより、ウズベキスタン共和国から日本国への特定技能外国人の送出し及び受入れの円滑かつ適正な推進を通じて特定技能外国人を保護しつつ、特定技能外国人の円滑かつ透明な送出し・受入れプロセスを確保し（特に、悪質な仲介機関の排除）、特定技能外国人の送出し・受入れ及び日本国での在留に関する問題を解決するとともに、本制度の適正な運用のための協力を通じて両国の相互の利益を強化することを目的とする。

2. 連絡窓口

両国の省庁は、この協力覚書に基づく協力を効果的に実施するため、両国の連絡窓口を次のとおりそれぞれ指定する。

（1）日本国

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

（2）ウズベキスタン共和国

雇用・労働関係省付属対外労働移民庁

3. 協力の枠組み

この協力覚書に基づく協力は、それぞれの国において効力を有する法令の範囲内で行われる。一方の国の省庁又は省は、他方の国の省庁又は省の書面による同意なしに、この協力覚書の枠組みにおける協力及び情報共有を通じて取得した他方の国の省庁又は省の秘密の情報を開示しない。

4. 情報連携の基本的枠組み

(1) 情報共有

両国の省庁は、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れを確保するため並びに特定技能外国人の送出し・受入れ及び日本国での在留に関する問題を解決するために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の仲介機関（個人及び法人の双方を含む。以下「特定技能仲介機関」という。）による次の行為に該当するものに関する情報を含む。

- (a) 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、特定技能外国人又は特定技能外国人になろうとする者（以下「特定技能外国人等」という。）、その親族又はそれらの者の関係者の金銭その他の財産を管理すること。
- (b) 契約の不履行について不法な金銭の支払を課す契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をすること。
- (c) 暴行、脅迫、自由の制限その他特定技能外国人等の人権を侵害する行為。
- (d) 日本国における出入国管理制度上の手続又は査証制度上の手続に関し、不正に許可又は査証等を受けさせる目的で、偽造された、変造された又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為。
- (e) 特定技能外国人等から徴収する手数料その他の費用について、当該外国人に算出基準を示さず、かつ、その額及び内訳を十分に理解させないで、当該費用を徴収する行為。

(2) 問題是正等のための協議

両国の省庁は、この協力覚書の1. の目的を達成するため、隨時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要とされる問題の解決に努める。主な協議内容は次のとおりとする。

- (a) 本制度に係る両国の政策の実施及び変更に関する事項
- (b) 特定技能仲介機関の適正さの確保に関する事項（必要な是正措置の在り方を含む。）
- (c) 特定技能外国人の送出し・受入れに係る各種審査、日本国内の不適正な受入機関又は在留資格「特定技能1号」を有する外国人材に対する支援（在留資格「特定技能1号」を有する特定技能外国人が在留活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援をいう。）を行う不適正な機関及びウズベキスタン共和国内の不適正な送出機関に対する是正措置に関する事項
- (d) 特定技能外国人の技能及び日本語能力の測定試験（以下「試験等」という。）の適正な実施に関する事項

- (e) 特定技能外国人の日本国での在留管理に関する事項
- (f) 上記(a)から(e)までに掲げるもののほか、本制度その他これに関連する両国の出入国又は労働に係る制度の適正な運用に関する事項

(3) 試験等における協力

日本の省庁及び特定技能外国人の受入れを所管する省（以下「日本の関係省庁等」と総称する。）は、試験等に関する必要な情報をウズベキスタンの省及び試験等に関する省（以下「ウズベキスタンの関係省等」と総称する。）に提供する。ウズベキスタンの関係省等は、日本の関係省庁等から、当該試験等の実施及び関連する日本語教育に係る事業その他の日本の関係省庁等が関与する日本語能力の測定試験に関する事業に係る協力を求められたときは、ウズベキスタンの関係省等は可能な範囲でこれに協力する。

また、日本の関係省庁等及びウズベキスタンの関係省等は、試験等に関し、別人による受験、試験等の合格を証する文書の偽造又は変造その他の不正な行為に関する情報を得たときは、この協力覚書の4.(1)の枠組みに準じ、当該情報を速やかに共有する。

5. その他

日本の省庁は、特定技能外国人の受入れ分野ごとに、この受入れにより不足する人材が確保されたと認める場合には、日本国の出入国に関する法令の規定に従い、特定技能外国人の受入れを一時的に停止することができる。

この場合において、日本の省庁は、ウズベキスタン共和国からの特定技能外国人及びその扶養を受ける配偶者又は子（特定技能外国人の在留資格が「特定技能2号」である場合に限る。以下「配偶者等」という。）の在留に関する事項については、特定技能外国人とその受入機関との雇用契約の状況、実施状況及び生活状況等を考慮の上、日本国の出入国に関する法令に基づき、適切に対処する。

ウズベキスタンの省は、特定技能外国人及び配偶者等の日本国における在留が認められなかった場合には、これらの者のウズベキスタン共和国への円滑な帰国を確保するため、在日本国ウズベキスタン共和国大使館とともに、日本の省庁の要請に応じ、臨時旅券の発給等必要な手続を行うことに努める。

6. 枠組みの見直し等

特定技能外国人に係る制度の運用開始から2年後に実施される制度の見直しを踏まえ、この協力覚書に基づく両国間の協力の枠組みを必要に応じて見直すこととする。この協力覚書の内容は、両国の書面に

よる同意により、必要に応じて修正又は補足される。

7. 開始及び期間

この協力覚書は、署名の日から開始する。

この協力覚書に基づく協力は、署名の日から5年間実施され、一方の国の省庁又は省が、遅くとも失効日の60日前までにこの協力覚書を終了する意図を他方の国の省庁又は省に通知しない限り、自動的に5年間延長される。一方の国の省庁又は省が、5年間の終了前にこの協力覚書の終了を希望する場合には、遅くとも終了日の90日前までに書面をもって他方の国の省庁又は省に通知する。

この協力覚書は、英語により二通作成され、2019年12月17日に東京において、署名された。

日本国法務省のために

ウズベキスタン共和国雇用・
労働関係省のために

日本国外務省のために

日本国厚生労働省のために

日本国警察庁のために